

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の 発電の促進に関する法律（骨子）

平成25年12月
農 林 水 産 省

1 趣旨

- (1) 地域資源を活用して農山漁村の活力の向上を図ることが急務となっている中、平成24年7月から再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域における所得の向上等に結びつけることが必要である。
- (2) その際、農林漁業が食料供給や国土保全等の重要な機能を果たしていることに鑑み、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備により、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われ、これらの機能の発揮に支障を来すことがないように、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する必要がある。
- (3) このため、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

2 内容

(1) 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならないこと。
- ② 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならないこと。

(2) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する計画制度

- ① 国の基本方針に基づく市町村の基本計画の策定
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針、再生可能エネルギー発電設備整備区域、農林漁業の健全な発展に資する取組等に関する事項、基本計画の作成及び実施に関する協議会等について規定
- ② 市町村の基本計画に基づく再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定
発電設備の種類・規模、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容等について規定

(3) 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- ① 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法に基づく許可又は届出の手續のワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理

(4) その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日